⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号) 第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「遮音壁工事」に登録されている者であること。(会社更生法（平成14年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「遮音壁工事」に登録されている者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く)でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１

道路において高さ3.0m以上の遮音壁を設計延長1,000m以上新設又は取替えを実施した工事

※上記の高さとは、当該工事にて新設又は取替えた部分の遮音板の高さをいい、橋梁上においては、壁高欄天端部からの高さをいう。

求める実績２

断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において交通規制を実施した工事

※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

道路において高さ3.0m以上の遮音壁を設計延長500m以上新設又は取替えを実施した工事。

※上記の高さとは、当該工事にて新設又は取替えた部分の遮音板の高さをいい、橋梁上においては、壁高欄天端部からの高さをいう。

求める実績２

断面交通量が0.5万台／日以上の道路(自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において交通規制を実施した工事

※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・遮音壁に係る工事経験を有する技術者は、全ての工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間。

・交通規制に係る工事経験を有する技術者は、交通規制が稼働（交通規制に係る準備工事を含む）している期間。

①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

求める経験１

道路において高さ3.0m以上の遮音壁を設計延長500m以上新設又は取替えを実施した工事

※上記の高さとは、当該工事にて新設又は取替えた部分の遮音板の高さをいい、橋梁上においては、壁高欄天端部からの高さをいう

求める経験２

断面交通量が0.5万台／日以上の道路(自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において交通規制を実施した工事

※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

第明三治二十五種郵便物認可　年三月三十一日